

# 東日本大震災後の復旧・復興の状況

---

# 東日本大震災による通行止め路線数・区間数

	通行止め総数※1	平成24年7月2日 現在※2
高速道路	15路線	0路線
直轄国道	69区間	0区間
都道府県等管理国道	102区間	1区間
都道府県道等	540区間	47区間

※1 4月7日宮城県沖を震源とする地震、4月11日福島県浜通りを震源とする地震を含む。

※2 原発警戒区域を除く。



凡 例	
高速道路	通行可能区間 <span style="color: red;">—</span>
	被災箇所 <span style="color: red;">×</span>
一般国道 (直轄)	通行可能区間 <span style="color: blue;">—</span>
	被災箇所 <span style="color: blue;">×</span>



# 高速道路及び直轄国道の復旧経緯

## 高速道路

- H23年 3月11日 発災
- H23年 3月12日 東北道について緊急輸送道路としての機能確保。
- H23年 3月24日 東北道の一般供用を開始。
- H23年 4月 1日 原発警戒区域※を除き常磐道の一般供用を開始。

## 直轄国道

- H23年 3月11日 発災
- H23年 3月12日 国道4号について緊急輸送道路としての機能確保。
- H23年 3月18日 国道45号、6号の啓開作業概成(原発警戒区域除く)。
- H23年 6月29日 小泉大橋の仮橋設置
- H23年 7月10日 気仙大橋の仮橋設置により国道45号の広域迂回を全て解消。
- H23年12月26日 国道6号について原発警戒区域※を除き全線通行可能。
- H24年 2月 3日 国道45号について全線通行可能。

凡 例		
高速道路	通行可能区間	<span style="color: red;">—</span>
	通行止め区間	<span style="color: red;">⋯</span>
一般国道	通行可能区間	<span style="color: blue;">—</span>
	通行止め区間	<span style="color: blue;">⋯</span>



※ H24.4以降の警戒区域一部解除による避難指示解除準備区域等を含む。

# 常磐自動車道及び国道6号等の状況

## 常磐自動車道

- H24年4月 8日 南相馬IC～相馬IC間の供用を開始。
- H24年5月16日 相馬IC～山元IC間については、H26年度を供用目標として、工事を再開。

### 【今後の進め方】

警戒区域内※については、関係省庁による合同チームにおいて、除染等の放射線対策の検討を進めてきており、

- ・20mSv/年未満の区域では、NEXCO東日本がH24年3月に工事着手
- ・20mSv/年以上の区域では、環境省が実施中の除染モデル事業の結果を踏まえ工事を進めることとしている。

## 国道6号

- H23年 5月 8日 警戒区域内※については、迂回路を含めた応急復旧を完了。
- H23年 8月31日 応急復旧完了。
- H23年12月26日 応急復旧により、2車線を確保。

### 【今後の進め方】

本復旧工事の実施にあたっては、環境省の除染の実施の結果等を踏まえて、関係機関と連絡・調整しながら対応を検討。

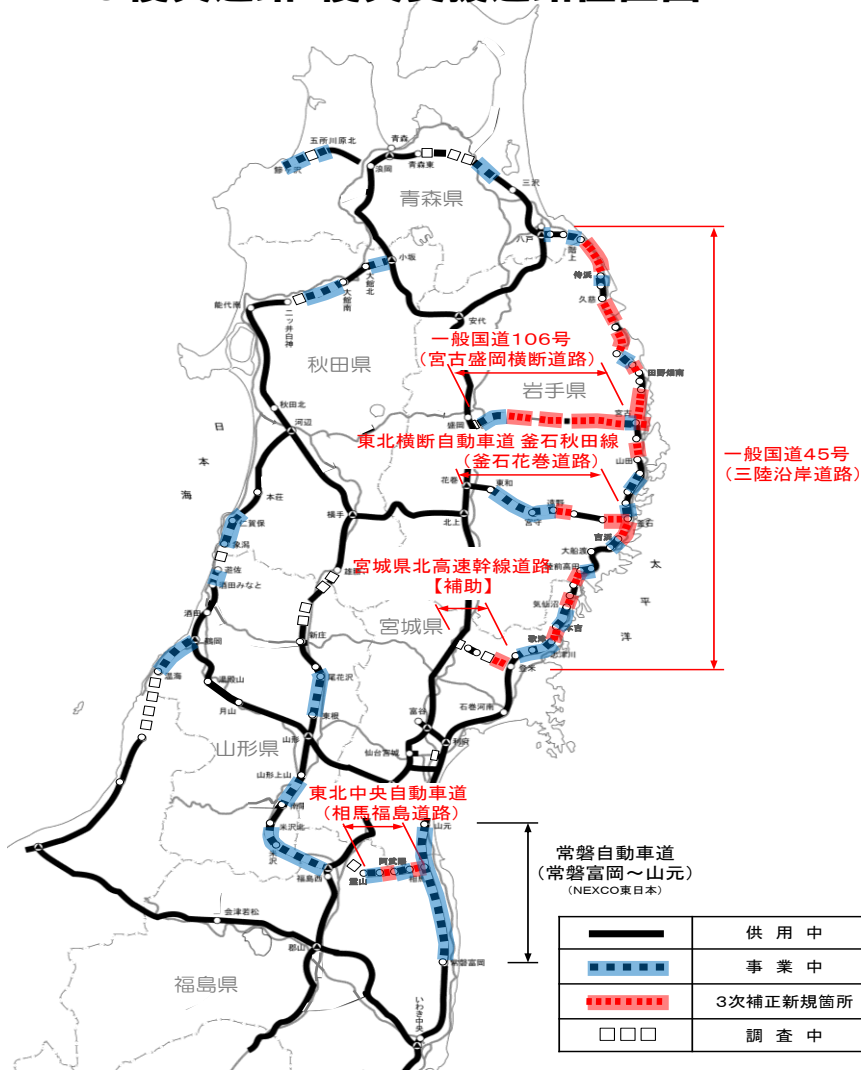
※ H24.4以降の警戒区域一部解除による避難指示解除準備区域等を含む。



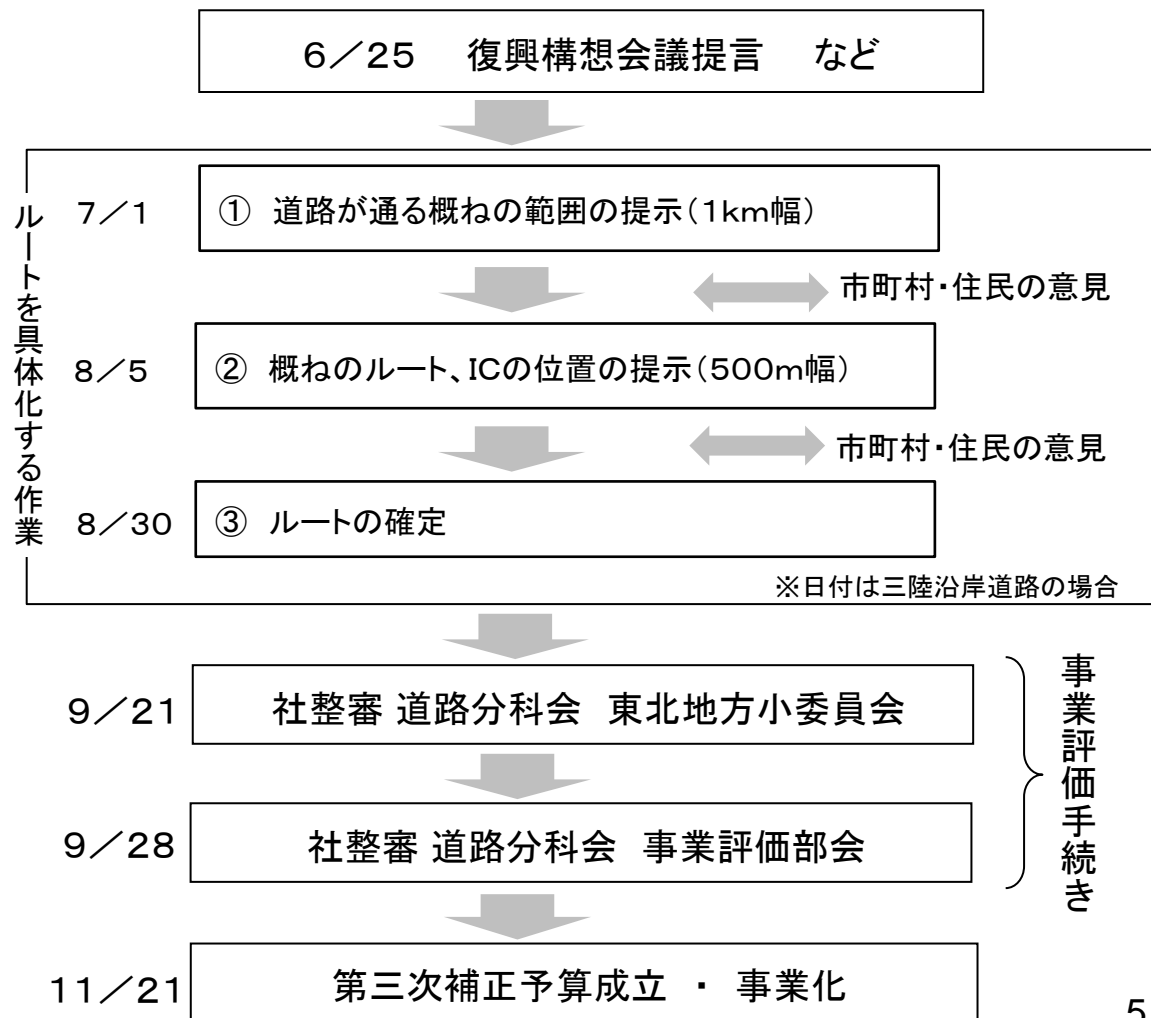
# 復興道路・復興支援道路の経緯

○復興構想会議の提言を踏まえ、太平洋沿岸軸の緊急整備及び太平洋沿岸と東北道を繋ぐ横断軸の強化に向け、三陸沿岸道路等の未事業化区間(18区間224km)を新規事業化

## ○復興道路・復興支援道路位置図



## ○事業化までの経緯



# 復興道路・復興支援道路の進捗状況

○事業化直後に「復興道路会議」を設置・開催し、整備促進に向けた関係者間の合意形成を図り、事業化から約4ヶ月で用地調査に着手

## ○復興道路会議

11月25日・26日、知事・関係機関の長等から構成される「復興道路会議」を設置・開催



11月25日 復興道路会議(岩手県)

## ○測量立ち入り説明会

11月末から、測量・地盤調査に伴う土地立ち入りについての地元説明会を開催し、現地測量に着手



11月28日 地元説明会(釜石市)

## ○中心杭の設置

12月末から、本格的な測量作業の開始にあたり中心杭を設置



設置された中心杭(釜石花巻道路)

## ○設計説明会、幅杭打設・用地調査着手

3月末から、設計に係る地元説明会を開催し、幅杭打設及び用地調査に着手



設置された幅杭(釜石花巻道路)

# 復興道路の事業促進PPPについて

○三陸沿岸道路等の復興道路事業の円滑な進捗、事業マネジメントの充実等を図るため、民間の技術力を活用した事業推進体制を導入(事業促進PPP)

## 総合的な対策の実施

### ➤ 合意形成の推進

✓復興道路会議の設置 等

### ➤ 事業執行体制の充実

✓応援部隊の投入(地整内外)  
 ✓関係機関との連携強化  
 ✓民間企業の技術力の活用 等  
 (事業促進PPPの導入)

### ➤ 入札契約手続の迅速化

✓発注ロットの統合  
 ✓手続き期間の短縮、簡略化 等

### ➤ 事業環境の整備

✓労務費・資材需給等のモニタリング、対策の実施 等

## 事業促進PPPの導入

➤ 民間技術者チームは、「事業管理」、「調査・設計」、「用地」、「施工」等のエキスパート(専門家)で構成。それぞれが連携しながら、全体の最適な進め方を検討・実施。

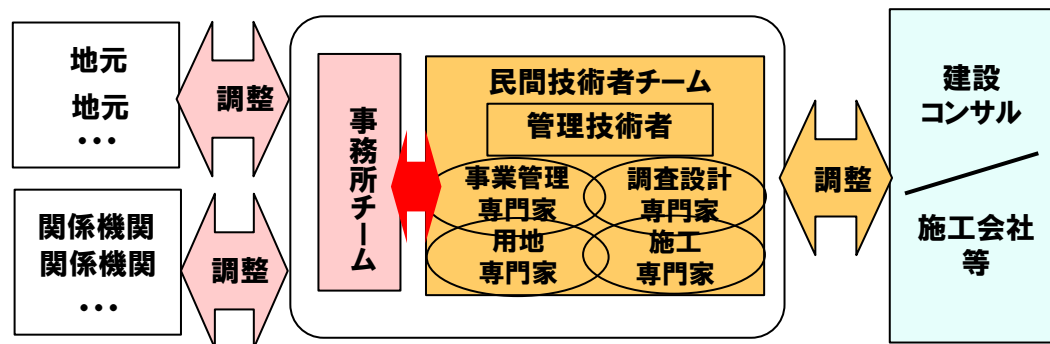


図-1 事業促進PPPの事業体制

➤ 新規事業化区間を工区分けし、事務所と連携して業務を実施

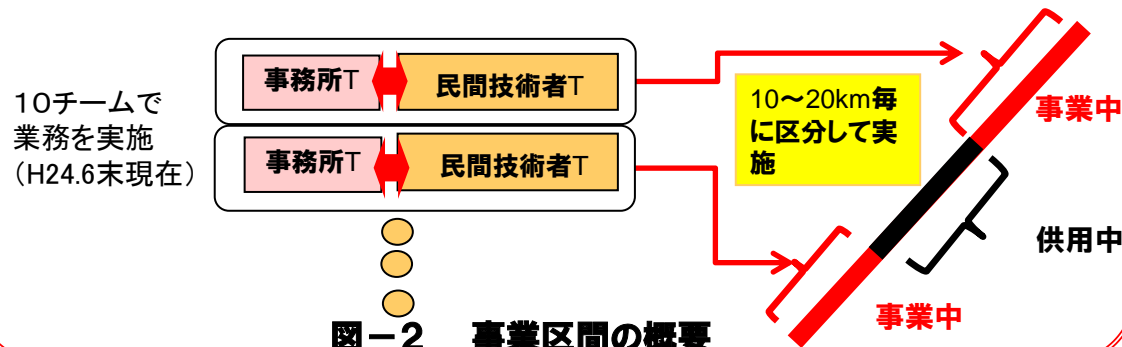


図-2 事業区間の概要